

公益社団法人 全国大学保健管理協会中国四国地方部会規約

(設置)

第1条 公益社団法人全国大学保健管理協会定款（以下「定款」という。）第36条の規定に基づき、公益社団法人全国大学保健管理協会中国四国地方部会（以下「部会」という。）を置く。

(構成)

第2条 部会は、定款第37条第1項の規定に基づき、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県（以下「中国四国地方」という。）に所在する公益社団法人全国大学保健管理協会（以下「協会」という。）の正会員をもって構成する。

(目的及び事業)

第3条 部会は、定款第37条第2項の機関として、中国四国地方における定款第3条の目的を達成するため定款第4条に定める事業を行う。

(運営委員会)

第4条 部会に運営委員会をおく。

- 2 運営委員会は、協会の評議員が運営委員を構成してその任に当たり、部会の業務を処理する。
- 3 協会の評議員以外に部会の幹事である保健管理施設長及びこれに準ずる専任教員は運営委員会に陪席を可能とする。

(運営委員長)

第5条 運営委員のうち、1名を委員長、2名以内を副委員長とし、運営委員の互選で選ぶものとする。

その任期は2年とし、再任を妨げない。開始日は部会総会の翌日からとする。

- 2 運営委員長は、部会を代表する。

(幹事会)

第6条 部会の運営を円滑に行うため、幹事会を置く。

- 2 幹事会は、運営委員及び幹事若干名で構成し、部会の事業及び運営等に関する重要事項について審議する。
- 3 幹事は、部会の正会員の互選により選出し、運営委員長が委嘱する。
- 4 幹事の任期は、第7条第1項に規定する総会開催の翌日から3年目に開催する総会の日までとする。ただし、再任を妨げない。
- 5 幹事会は、必要に応じて運営委員長が招集する。
- 6 幹事会に関する必要な事項は、幹事会において別に定める。

(総会)

第7条 総会は、部会の正会員（以下「正会員」という。）をもって構成する。

- 2 部会は、毎年1回総会を開催する。ただし、必要があるときには臨時にこれを開催することができる。

- 3 総会は、運営委員長が招集し、運営委員長がその議長となる。
- 4 総会は、部会の事業及び運営等に関する重要事項を審議し、決議する。
- 5 総会は、正会員現在数の過半数の出席をもって成立し、その議決は出席者の過半数をもって行う。
- 6 委任状を提出して代理人によって議決権を行使した者は、総会に出席した者とみなす。
- 7 総会に出席できない正会員は、議決権行使書をもって議決権を行使することができる。この場合において、その議決権の数を第5項の議決権の数に算入する。
- 8 総会に関する必要な事項は、総会において別に定める。

(専門委員会及び分科会)

第8条 部会に必要な応じて専門委員会及び分科会を置くことができる。

- 2 専門委員会及び分科会に関する必要な事項は、幹事会において別に定める。

(監事)

第9条 部会に、監事2名以内を置く。

- 2 監事は、部会の会計を監査する。
- 3 監事は、部会の正会員の互選により選出し、運営委員長が委嘱する。
- 4 監事に関する必要な事項は、幹事会において別に定める。

(顧問)

第10条 部会に顧問若干名を置くことができる。

- 2 顧問は、運営委員長の諮問に応じ、部会の運営等の助言を行う。
- 3 顧問の選任又は解任は、幹事会において決議し、運営委員長が委嘱する。
- 4 顧問に関する必要な事項は、幹事会において別に定める。

(費用)

第11条 部会の事業及び運営等にかかる費用は、協会から配分される事業費及び部会の収入をもって充てる。

(事務部)

第12条 部会の事務部は、運営委員長の属する大学内に置く。

- 2 事務部には、事務(連絡)責任者を置き、運営委員長の属する大学の保健管理施設を担当する事務部の長をもって充てる。
- 3 事務部等に関する必要な事項は、幹事会において別に定める。

(規約の変更)

第13条 部会は、総会の決議をもって規約の変更をすることができる。

(事業年度)

第14条 部会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(その他)

第15条 この規約に定めるもののほか、部会の運営に関する必要な事項は、幹事会の議決を経て、運営委員長が別に定める。

附 則

この規約は、昭和46年5月28日から施行する。

附 則

この規約は、昭和49年8月24日から施行する。

附 則

この規約は、平成4年7月24日から施行する。

附 則

この規約は、平成7年8月25日から施行する。

附 則

この規約は、平成9年8月22日から施行する。

附 則

この規約は、平成10年8月21日から施行する。

附 則

この規約は、平成11年8月20日から施行する。

附 則

この規約は、平成13年8月24日から施行する。

附 則

この規約は、平成14年8月30日から施行する。

附 則

この規約は、平成16年8月27日から施行する。

附 則

この規約は、平成24年8月31日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

附 則

この規約は、平成25年8月30日から施行する。

附 則

この規約は、令和6年8月24日から施行する。

公益社団法人全国大学保健管理協会中国四国地方部会申し合わせ事項

公益社団法人全国大学保健管理協会中国四国地方部会規約(以下「規約」という。)に基づき、必要な事項を定める。

(構成員)

1. 規約第2条における公益社団法人全国大学保健管理協会(以下「協会」という。)の正会員とは、協定会款第5条第1項(1)に定める正会員(この法人の目的に賛同して入会した大学の代表者又は大学の保健管理に関する研究者及び実務者)とする。

(総会の成立・議決)

2. 規約第7条第5項から第7項に関して、以下のように定める。
 - 1) 総会における正会員は、一種会員校と二種会員である。
 - 2) 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。
 - 3) 議決時に出席者の半数同数の場合は議長の裁決による。

(幹事の選出方法)

3. 規約第6条第3項に基づき、幹事の選出に関して、以下のように定める。
 - 1) 幹事には、次の大学の保健管理施設関係の事務を所掌する部署の課長又は課長に準ずる役職の職員を加えるものとする。
鳥取大学, 島根大学, 岡山大学, 広島大学, 山口大学,
徳島大学, 香川大学, 愛媛大学, 高知大学
 - 2) 前項の幹事の任期は、規約第6条第4項の規定は適用しないものとする。

(監事の選出方法)

4. 規約第9条第3項に基づき、監事の選出に関して、以下のように定める。
 - 1) 部会に監事2名を置き、運営委員長の属する大学及び部会が開催する当該年度の研究集会の世話をする大学の保健管理施設関係の事務を所掌する部署の部長(部長を置いていない大学にあつては、連絡調整担当の課長)をもって充てる。
 - 2) 研究集会の世話をする大学から選出する監事について運営委員長の属する大学が研究集会の世話をする年度は、上記規定にかかわらず、前年度の監事が留任する。

附 則

この申し合わせは、平成25年8月30日から施行する。

附 則

この申し合わせは、令和6年8月24日から施行する。